

【東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会】

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

- 1 災害の定義の例示として、地盤の液状化を追加すること。
- 2 国及び地方公共団体が行う被災者援護への協力業務を行う法人等は、内閣総理大臣の登録を受けることができるものとし、市町村長から被災者台帳の情報の提供を受けることを可能とすること。
- 3 地方公共団体の長は、毎年1回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないものとする。
- 4 指定行政機関の長等は、災害応急対策について、事態に照らし緊急の必要がある場合、都道府県知事からの要求を待たないで応援をすることができること。
- 5 災害応急対策責任者は、避難所の運営状況及び被災者の状況に関する情報を把握し、避難所等における福祉サービスの提供、情報の提供等に努めるとともに、情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用にも努めなければならないものとする。
- 6 広域一時滞在の協議に際し、協議元及び協議先の市町村長は、被災住民の情報を共有するとともに、協議先の市町村長は、被災住民に対し援護に関する情報を提供すること。

二 災害救助法の一部改正

- 1 救助の種類として、福祉サービスの提供を追加すること。
- 2 都道府県知事等は、救助に関する業務に、福祉関係者を従事させることができ、また、登録被災者援護協力団体を協力させることができること。

三 水道法の一部改正

日本下水道事業団の業務に地方公共団体との協定に基づく水道施設の復旧工事を追加し、また、水道事業者は、配水管の復旧のため、水の供給を受ける者の土地に立ち入ることができるものとする。

四 大規模災害からの復興に関する法律の一部改正

都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる災害の範囲を拡大すること。

五 内閣府設置法の一部改正

内閣府に、防災に関する事務を統理する防災監一人を置くこと。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、令和6年能登半島地震の教訓を生かし、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 災害関連死を防ぐため、事例の検証を行うとともに、被災者に対する充実した福祉的支援及びスフィア基準に沿った避難所運営が担保されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。
- 二 避難所に避難できず、在宅や車中で避難生活を送っている避難者に対しても、避難所で提供される物資や情報等が同等に提供され、適切に行きわたるよう、地方公共団体に周知徹底するとともに、適宜その運用状況を把握し、必要な対応を図ること。
- 三 災害時における福祉的支援の充実・円滑化を図るため、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者である被災者に対して、その配慮を要する事情に応じた応急の福祉的支援が行きわたるよう努めること。
- 四 福祉サービスの提供に当たっては、必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、ガイドライン等の整備を行うとともに、福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、関係府省が連携し必要な支援を継続するよう努めること。また、施設やサービスの機能回復に向けた応援派遣や必要物資・機材の調達等について、災害発生前から適切な準備ができるよう適切に支援すること。
- 五 福祉関係者に対する従事命令の発出及び罰則の適用については、福祉の範囲が広範にわたることに鑑み、緊急性や必要性等を十分に検討し、慎重な運用がなされるよう、都道府県等に適切な助言を行うこと。
- 六 被災者援護協力団体の登録制度については、登録基準を明確化するとともに、評価方法の公平性及び透明性の確保を図ること。また、登録を受けた団体以外の協力団体や個人ボランティアの活動促進について検討し、必要な措置を講じること。
- 七 被災者援護協力団体の登録に当たっては、当該団体の役職員が、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのない

よう、教育・訓練を実施していることを考慮するとともに、登録被災者援護協力団体の業務状況を把握し、必要に応じて改善を求めること。また、役職員に不適切な行為があった場合には、当該団体に対し、改善命令・登録取消等の対応を行うこと。

八 被災者援護協力団体が登録を受けることができない事由のうち「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」については、東日本大震災等で障害者団体が被災障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、障害者差別解消法との整合性を確保し、心身に障害があることをもって一律に排除することのないよう十分留意するとともに、内閣府令を定める過程において、障害者団体の意見を積極的に聴取すること。また、障害者団体を共生社会の構成員として、連携に努めること。

九 障害者、高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が進むよう、防災や災害対応人材の確保、財政措置、先進・優良事例に関する情報の提供等、必要な支援の強化を図ること。

十 インフラ及びライフラインの迅速な復旧に当たっては、民間事業者も含めた作業員の安全衛生確保の強化及び周囲の理解促進を図ること。

十一 液状化による宅地被害を軽減するため、液状化対策の周知・啓発を更に推進するとともに、市町村の液状化ハザードマップ作成の加速化を促し、策定状況の改善に努めること。

十二 埼玉県八潮市における道路陥没事故により、インフラの老朽化問題が改めて顕在化し、老朽化対策が喫緊の課題となっている。自然災害が激甚化する中、インフラ老朽化の進行により、被害規模が拡大することのないよう、抜本的対策を図るとともに、インフラを維持管理する地方公共団体を適切に支援すること。

十三 地方公共団体における物資の備蓄状況の公表については、その結果を踏まえ、地域格差の是正を図ること。また、物資の備蓄に当たっては、女性や高齢者、アレルギー疾患を有する者など多様なニーズを踏まえた物資の確保に努めるとともに、地方公共団体においても、同様の取組がなされるよう促すこと。

十四 防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画の強化など、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガ

イドライン」に沿った取組を全ての地方公共団体に徹底するとともに、取組の進捗状況を把握・公表し、必要な改善に努めること。

十五 気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨・大雪等の気象災害や、岩手県大船渡市を始めとする各地で相次ぐ林野火災に適切に対処するため、災害救助や消防活動、避難所環境などに関し、地方公共団体間の格差是正や連携・協力の在り方について、国として必要な検討を進めること。

○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、令和6年能登半島地震災害からの復興に向けた取組を引き続き推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するとともに、その支援基準に大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含める等の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 株式会社地域経済活性化支援機構の目的の明確化

株式会社地域経済活性化支援機構は、「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」その他の地域経済の活性化を図るため、支援を行うことを目的とする株式会社とすること。

二 支援基準の強化

支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならないものとする。

三 業務の期限の延長

- 1 再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定は、令和23年3月31日までに行わなければならないものとする。
- 2 地域経済活性化支援機構は、令和28年3月31日までの期間内に、1に掲げる決定及び特定専門家派遣決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないものとする。

四 残余財産の分配の特例

地域経済活性化支援機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、政府保有株式以外の株式についてその払込金額を限度として分配し、

分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を政府保有株式について分配するものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、業務の期限延長の趣旨を踏まえ、二重債務に苦しむ令和六年能登半島地震等の被災事業者への支援をさらに強化するとともに、次なる大規模災害に備えた万全の体制構築に努めること。
- 二 機構は、その目的に大規模な災害を受けた地域の経済の再建が掲げられたことを踏まえ、政府出資金の適切な管理に十分に配慮しつつも、被災事業者への迅速かつきめ細やかな支援のさらなる強化に努めること。
- 三 政府は、本改正に伴い、支援基準に被災地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を定めるに当たっては、機構がこれまでに行ってきた災害支援を通じて得た知見を活かし、関係行政機関、関係金融機関及び他の中小企業支援組織等との緊密な連携の下、被災事業者の目線に立った実効性あるものとする。
- 四 機構は、被災事業者支援の強化に努めつつも、解散時に残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときに政府出資が負担しなければならないとされる損失については、可能な限り最小限になるよう適切な経営に努めること。
- 五 政府は、本法の施行後7年を目途として、その施行の状況について検討を行うに当たっては、大規模災害を受けた被災地域の経済再建の状況、地域金融機関等の地域経済活性化支援の取組の進展及び機構が担うべき役割その他の事情を総合的に考慮し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。特に、機構は設置当初から時限的な組織であり、本改正により3回目の業務期限の延長となるが、災害対策の強化が図られたことを踏まえ、今後の組織の在り方についても十分に検討すること。

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出、衆法第15号）要旨

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、その有効期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長し、令和12年3月31日までとすること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。